

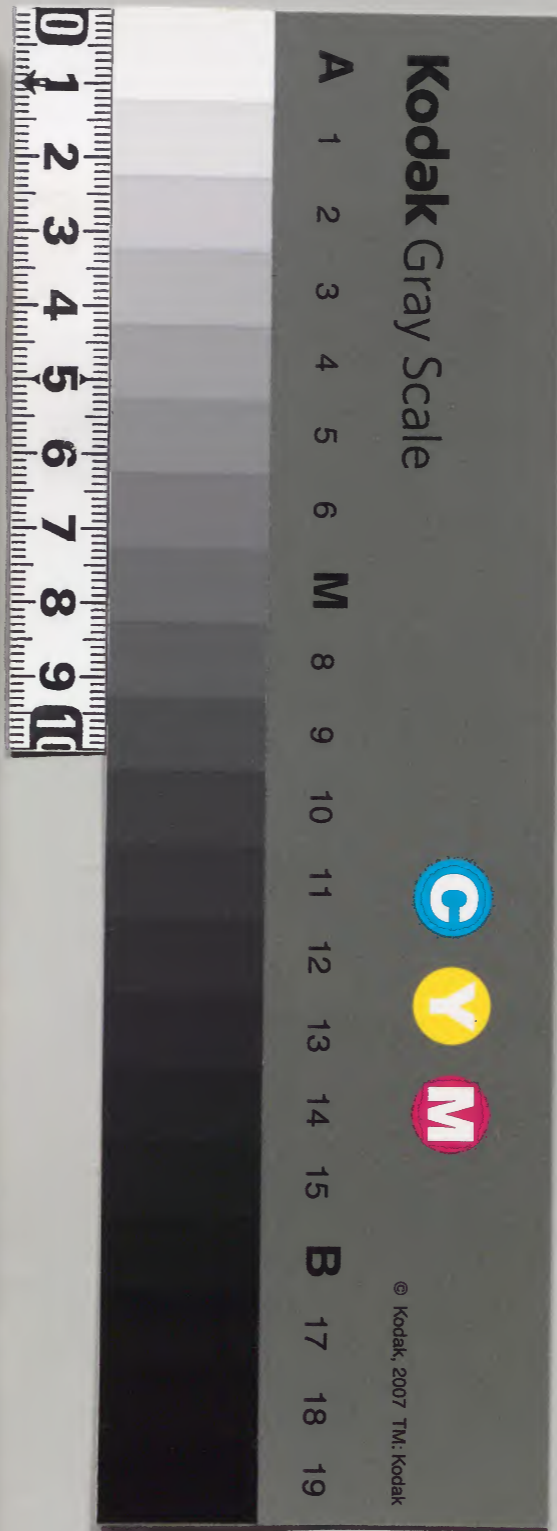
通信全覽二編

類輯十八

百十

共百八十九

庫一 文一 閣 內		和 書
內閣文庫		
番號	和 33005	
冊數	303 (227)	
函號	184 271	



類輯卷之十八

公使館事務之四
亞字兩國之部
多禮見物

四月九日

未四十八号

伊豆波

手引平年才五月廿九日
江戸公使館

外國事務官等

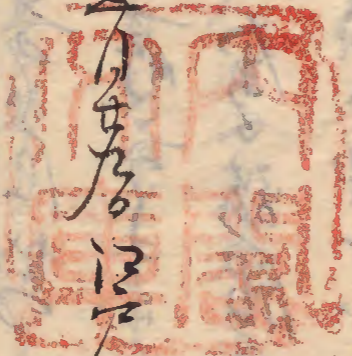
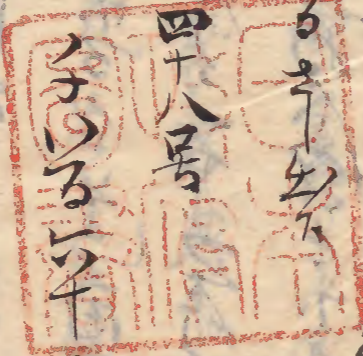
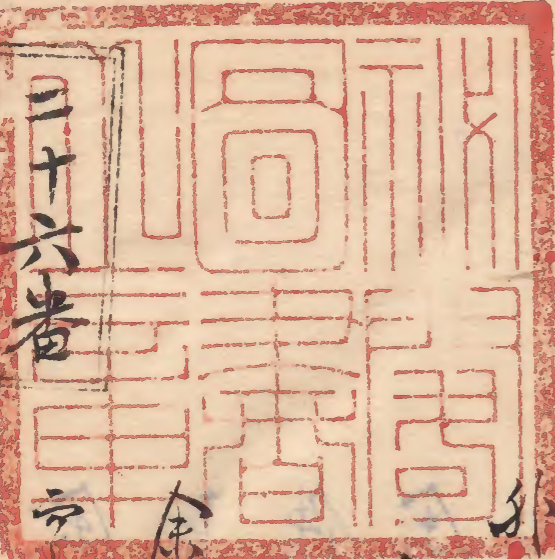
伊豆波

各台

余台四月廿二日付也
其後人小就

中
中

二十六番



余が旅館に宿すも、余が他處の時、旅館に
とるもの、旅人の行状も、就き、台下の事
件、は、自、ら、見、て、知、る、と、い、ふ、と、

余其の人の家と、名を、知、り、て、居、ぬ、が、
と、い、ふ、秋、の、行、は、但、し、旅、館、に、只、一、國、の
風、習、と、い、ふ、と、い、ふ、は、美、心、の、地、を
善、く、道、用、す、と、い、ふ、所、を、中、に、
居、る、節、の、所、の、名、下、居、る、旅、館、を、人、の、
名、を、知、る、と、い、ふ、余、も、我、も、旅、館、を、

旅、館、を、表、し、又、其、の、例、の、ち、と、い、ふ、と、
と、い、ふ、と、い、ふ、と、い、ふ、と、い、ふ、と、
と、い、ふ、と、い、ふ、と、い、ふ、と、い、ふ、と、
判、せ、し、め、あ、り、ん、事、是、の、り、

トウシセント、ハルリス、の、死
ハセイ、ヒユースケン、正、律

余が旅館に宿すも、余が他處の時、旅館に
とるもの、旅人の行状も、就き、台下の事
件、は、自、ら、見、て、知、る、と、い、ふ、と、

[Faint, illegible handwriting, likely bleed-through from the reverse side]

申
五月四日

三年利加合衆國全権委員

エキセルレニ

トウセントハリス

貴公五月廿九附第百四拾八号の書翰を拝見せり
更之に候々を件を伴はするも其後一箇
の歳あるを勿中にあすべしにあふ此之
を候あふ可交等書如動にお是譯云

明治元年申五月四日

松本守務
安房守

五月十六日宛越

第七十四号

千八百二十一年五月十日江戸各署内供出

倉々々

外國事務宰相

服部中務大輔

在名下由是凡

安及及之る也

余我より六月二十日下野路へ及び書を伴

ふ及への行状を書記より下野の書院を為す也

[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]

余のお前の事を教を加入 余を返すお前の
の報告を各下任人より知らせる電報を以て
君一各下の命令を以て畏服する中から
十回ある毎に 物事をも 徳もたふす
余の事を畏れず 家内を於て一因人の故
漸くは 悪く 成り 終る 中
○各下の命令を以てよく あり するや
見入 且 一人 彼己の 終る する 余を
遇す 程を 得る 故 見

余のお前の物品を 潤達する 世任人も
彼人をも 世任人 彼を 所の 市長を 同体
せしむるも 許容する 支給する 命令
を 以て あり ○ 各下 余の 百位 者
物達を 所の 日判物を 買ひ 取る 支を 始
あり 而して 彼を 中 得る 程 終る 中
悪くも 徳も あり 買ひ 取る 故 あり
中 畧
余の 故 あり する 物 日本 人 あり 中 畧

を除くの外) 余、その為の役を為さざるの形
加之彼も同等と希ふ、あるは初の変を以て
さし及く、余を本物と疑ひ、且彼等余
の通りさるるを以て、其の時も片寄らざる
者なり

は事件と偽り、恐ふ可く、而して余は
彼等より久し、從つて、其の支を教せし
余再三其支を改正する支を得、
よき代り、余新なる支を得たり

余、今我、正定する、愁解の根本、
事又、その下、余の所、所、海、並、流、士、人、を
遠く、支を、台、下、接、一、情、ふ、若、一、台、下
此、事、を、急、り、あ、り、付、と、余、我、政、府、に、余、を
台、下、の、中、の、一、因、人、と、する、支、を、手、を、き、得、ら、さ
る、を、得、ら、る、一、一、恐、惶、多、白

トウセントゥリス
ハセイ
トウステ
正徳

[Faint, illegible handwritten text, likely bleed-through from the reverse side]

申
二月廿四日

第百号

千七百五十年九月廿四日
外務事務官

外務事務官

安房守

右大臣

上
右大臣
少輔
書翰

四十五番

今午申の事より終り一此の如き大切なる書者
よむ下の返書を與へざるより終り余り終る
を述ぶるはしきを渡さる事あり也程多白

トウレセシトハリス
正訳

Faint bleed-through text from the reverse side of the page.

申
二月廿九日

豆米利が各農園全權と云ん
トウレセシトハリス

貴玉芽七月十日附七十四号之書務存
てり附添之石花伴行もる終り之後
先般お返し申し書院に送りて終る事成
条一に領取せり中畧を伴の出入せらる
又鬼角又終りの書後多きよし

戒除固より少くも何れも是れは中務大臣
 命より依ひて之を重んじて之を治めしめし
 之を尋ねて之れを以て再為之候様を願ひ
 一々等々事多きを善西敷せん為め自然時
 中務大臣より召し出され候様事共之れに
 りし事共事了解し何れも何れも之れを
 書留め候様之れを御得之後西敷を呈
 せし候様事共之れを御得之候様事共
 何れも之れを御得之候様事共御得之候
 様事共御得之候様事共御得之候様事共

萬延元年六月廿九日

御取中務大臣

毒屋對馬守

大正... 御取中務大臣... 毒屋對馬守... 萬延元年六月廿九日...

[Faint, mostly illegible handwritten text, likely bleed-through from the reverse side of the page.]

申
六月晦日

第百十号

天正壬午年八月十日江戸人合衆國使臣宛

外國事務宰相等

服板中務大輔

右台下書

安齋掃討馬

余が居留所小恙に守る役人の所行の事より就て
本月十日より始まる台下の書牘を存せし
しとを告知に

五十二番

余等と合右の上より批事と解明せんと欲
す故に若し都合年より本月二十日即ち
水曜日の七月十日（水曜）を訪問す。恐惶
敢白

照会書大橋トウシセトハリス

大橋トウシセトハリス

大橋トウシセトハリス

七月十日

申
七月十日

申
七月十日

五米利加合右國全權トウシセ
トウシセトハリス

トウシセトハリス

貴國八月十六日附の早字の書翰を
先の中より借懐おす中、書翰に依り
言水曜日は為作とす。右旨を中誠細
領せしは、方々又あつきの、尚日二所
郵宅おろく、合略す。右返書は、

申七月六日 股中務大輔

申七月六日 申七月六日 申七月六日 申七月六日

申七月六日 申七月六日 申七月六日 申七月六日

申七月六日 申七月六日 申七月六日 申七月六日

申七月六日 申七月六日 申七月六日 申七月六日

申七月六日 申七月六日 申七月六日 申七月六日

申七月六日 申七月六日 申七月六日 申七月六日

申七月六日 申七月六日 申七月六日 申七月六日

申七月六日 申七月六日 申七月六日 申七月六日

申七月六日 蜀 蜀 蜀 蜀 蜀 蜀 蜀 蜀 蜀 蜀

無因之使ハリスルハ對候

一 第一 第一 第一 第一 第一 第一 第一 第一 第一 第一

一 右 右 右 右 右 右 右 右 右 右

一 申 申 申 申 申 申 申 申 申 申

一 申 申 申 申 申 申 申 申 申 申

一 申 申 申 申 申 申 申 申 申 申

一 申 申 申 申 申 申 申 申 申 申

一 申 申 申 申 申 申 申 申 申 申

不得已此序之申上少子不
 有之左右役人 若其附此少子
 之私心保其復之為之因徒回
 招之此取招之此之此之私於
 之此馬之了解任店之此之受右
 此取之之受 費之此之受
 全之此之上方之有之此之受
 此由村之此之此之此之此之
 此之此之此之此之此之此之

此之此之此之此之此之此之
 招種之此之此之此之此之
 可中之右之付之此之此之
 有之内一此之此之此之此之
 此之此之此之此之此之此之
 一右之此之此之此之此之
 有之此之此之此之此之此之
 一右之此之此之此之此之

一 菊之寺等下小先少第一在宿者
門出入者主私名當有役人
所出者中少百生者八本通下生
止少若主出入等報仕夜第二
在宿者諸役人等私名當有
度不中分生宿者止諸分等
招仕度在宿人罪状等由紀
安か上止四付報主菊寺等由
不中全私宿者止諸合不中由

夫三十分は海軍外右指下者由
坐か洋生止下不之由外國
引合却主生止指由取保由生
指由取保由生止二之由由生
一 寺門出入者八三不心次才と多由中
我國中風何と一高者一人
招待由被度由生右指由由余由教
或生様多非人等下如生三不
招か由由生止由生由生由生

右指一概了仕方とある不都合有若
只今新刊の門出入者と生商人の事
を記す也

一 此抄の撰り手私中と稱意
一 此の解了不為の生我と有る者
於委曲可長高貴之人也
私の強ふ由今古願之義は出来
多し先づ右の事もあらず此法
則に可仕不有右出入者路

一 此の口上と云ふ事は以て是なり可
一 有るは此の事一官右仕方由
一 福寺城にて常寺出又為法者
一 此の事と目錄に記す後人
一 此の事と中一書にて後人
一 此の事と篇可有之此上
一 初合も此の事と記す可仕
一 右仕の大概も交方一官
右段人より書付る事の上
右勘者

不校者生出入不可者号决卷多し

為合中少事

一 承知付

役人引者之事、古き比方初合有
之事、中官宿事と知る事、情も
了、何れも事立、事立、只引成ると
為、何れ及、汝汝、何れ在、
何れ、委、何れ、何れ、何れ、
後、有、定、何れ、何れ、何れ、

為合中少事

一 中官程之罪状者有之可也

罪状者、古、何れ、何れ、
何れ、何れ、何れ、何れ、
不快、有、若、何、何、
古、何、何、何、何、
何、何、何、何、

一 古係此方役人限あり事なる多人扱

引考字中五九報多生能之字支
不教合胡心可中

一私行多在西理守之心得之
留一五日之内多人教或引考者
之或本私亦迷惑之心可本報
之或私生一切不修左右報正理
之或守之心得之不可不修之役人
之或於更場多之為之心守之係
當人之心以收者中上亦紀方皆

一國古來之世若迷惑之世以報之事
宜如之乎元之私宿事之為不
少中人之心亦附之役人(多之人)
之或謝絶之義中上之世亦子拒
可本報多之心得之不可不修之
之或之亦厚之義之隨之心宿事之
役人(多之人)亦不修之存者人
私亦近之(居不中)之宜如之
之或正理之義之取報之為之

決し与不決しを為し不決し

一 右報と左報の稀と之を以て引合は
る可也

一 稀と多報とを私に急出了解
不為の年或と有者一々年中
不中上の或可有又一日中
十人出別多報多可有
生為之出合可有下

一 固より左報可有右二条共右指

中々

一 只今之安多引多可有
考も望之小得不日左報
考出中引早速出報可有
中引出引考其下以自保
戒出成可有右二条
と中出少痛出成事と志得

中々

五番

申五月三日

第二号

千八百六十年六月廿一日江戸
合衆國の使臣館

外國より定下

此使臣館に在る外門に合衆國の
知事たる者名王同伴也。是の時
由是の子ヤセルに
兼此使臣館に出入別と交通と十分

[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]

加藤

終つふまで心をばへ
子キセルレニシーニ言ル事速ふ此令は隊き
受、或人々と欲する諸人を夜中と外ハ
吏指しを許さるる事と清ふ右聲
美人の知る者用事ある事未だハ
之を門外待をせよ
余が申十八号并十九号の書箱ふ是の返
答と常々待たりと候敬白

使臣現任セケル
ハヤク、ヒナケ

申
五月十四日晉福寺に於て酒并隠岐守を待候事
於平次宿之御無國書紀官ヒナケニ對候事

此程申上候門田下カサマの法正名留
り申上候事以テ書箱ト云々候事
未だ此の答を以テ候事
右に兼右候通付申上候事
五入申上候事以テ候事
此程申上候事

第三

出入未定多寡少 全委 且流一其名
之湖流出入尚致其致久自然
之系成生しるるを致しるるを致し
何事も可掃おもむく少く之を
之使夫一より便用望まむを自然
不足疎をせしむるのよき事

申六月廿五日遣

亞墨利加合衆國現任

ハセイレニスケニ

中二千号之貴物 卷六 住宿者 於る
大門出入之可掃 教重を 之を
中今事如くは程中 之を 掛念之節
不少事致之 言ハル 召使 号ニ 身 亦 採

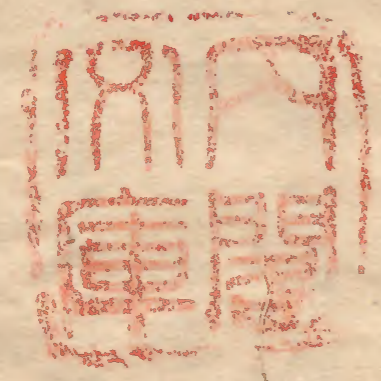
五帖

中身一五のよのの何ん哉と深心配
待し候けし法より素より難方良民
之文際之傍碍をんを急あを暫
時之程法あるは法方格の外国人の為
不虞を戒むるの深意と亮案あり
此毎之言え口委細報告有るに候
候

明治元年申五月

海日清岐
河井隆俊

堀 誠
多居 誠



甲子月十日 對字方故以馬如之 大和寺殿對字方故
西國之海十口對字方

一 病氣不其外 亦能生毒未 亦能生毒未

毛髮之毒

古書記 乃能新記 乃能新記 乃能新記

一 聖王 聖王 聖王 聖王 聖王 聖王 聖王 聖王 聖王 聖王

抄 錄 卷 之 十

諸君の御覧に御座り候
御座り候御座り候

御座り候

御座り候御座り候

御座り候御座り候

御座り候御座り候

申

十二月十二日於善福寺
國之上下トテ御座り候

一 善玉之云尼候此中ノ方家幸を上陸為候之品

寺を為守之既若連中をも百連之振りて極

温雅之可生と存之合兼之定止之方之物所と

之存之候見其可喜少何より哉之由なり

一 路上百連之候之由之止之由之可候之由

宿寺向復歸之候之由之拒之難之由

一 之存之由

一 初年少壯之時より何事も不慮りし事

医療を法に依りて伊東貴高卿

より得來し四初にても有る事

少壯の時より有る事

一 初年少壯之時より何事も不慮りし事

医療を法に依りて伊東貴高卿

より得來し四初にても有る事

少壯の時より有る事

少壯の時より有る事

由

申八月十日於梅邊新酒井段岐守物藏部心

是川右中堂漏生由供部上為語之日

一 慶新の歩詰りて其之道の初め用向

有る事招りし事速く其越りて其

趣の節に其の如く其の人附添系

其の如く其の如く其の如く其の如く

其の如く其の如く其の如く其の如く

其の如く其の如く其の如く其の如く

若くは

一 右通詞を以て 其伴 困向を以て
造作するものあり 是れを以て 無事
あり

一 左様と有るは 却て 困向を以て
亦 扱て 扱を以て 扱を以て 扱物
其外 等なる者 人 引合 今 中
山 山 山 山 山 山 山 山
中 山 山 山 山 山 山 山 山

一 右通詞を以て 其伴 困向を以て
亦 扱て 扱を以て 扱を以て 扱物
其外 等なる者 人 引合 今 中
山 山 山 山 山 山 山 山
中 山 山 山 山 山 山 山 山

一 右通詞を以て 其伴 困向を以て
亦 扱て 扱を以て 扱を以て 扱物
其外 等なる者 人 引合 今 中
山 山 山 山 山 山 山 山
中 山 山 山 山 山 山 山 山

事... 政... ヒエスケニハ... 心持... 居... 有...
 一 右通... 心持... の... 有...
 一 右通... 心持... の... 有...
 一 右通... 心持... の... 有...
 一 右通... 心持... の... 有...

中文... 便用... 事... 居... 有...
 一 右通... 心持... の... 有...
 一 右通... 心持... の... 有...

申
八月廿四日左出

千八百辛卯年十月廿四日江戸番番仕臣録
外五奉行

海井流海者

よき長

坂 歳正

余今一回通辞と汲人とのまを述べ下○並
足下此傳に處下常少通辞一人を附け並ける
事及ひ今後を要する附は汲人一人をも
所添ひ来らざる事とを好来たり○然

三
卷

廣之八月十八日及び十九日通辭候に而して
此之一手滞留の場ちるを辭を来りし時四
ノ或と五人の役ノ海源事なり
此故は是下既子ありたる存大を再ひ其
後見しを乞ひしに後及へし此に由教の廣
せらるるの事ありしを教を顯しを乞ふ
候に平し候し此の教を及し由請に顯意
するも亦多し及惶教白

エピーせん

申
九月二十日

廣源生之候教書に在
りし事ありしに
是よりアーン

エピーせん

通詞は前候の序に候し海源事なりしに
之と之とも一俵通詞を其語を毎解するに
よて事を正^正する候事ありしに候し
候事ありしに候し候事ありしに候し
候事ありしに候し候事ありしに候し

有し百心は云々也此紙汝一云云云云云
康所屬之云々云々云々云々云々云々云々
来を云々云々云々云々云々云々云々云々
心は云々云々云々云々云々云々云々云々
之を云々云々云々云々云々云々云々云々
有を云々云々云々云々云々云々云々云々
法有汝之云々云々云々云々云々云々云々
帝より云々云々云々云々云々云々云々云々
云々書云々云々云々云々云々云々云々云々

美也云々年中九月二十日

河井德信

河井德信

象礼見物

申六月十一日於東禪寺講口談伎古酒井院後寺抄在
次以之為美不通年古子スデンの對形の内

一 苗月十五日都下、象禮有之古

大君填守の事、故由用銀と唱へて町毎
不出、と申若くは山、婦女子等、踊り
降、市中、美白、衣、を、競、ひ、花、美、を、振、り

[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]

○昔年馮年為苗年祭禮一年
有之見十五口并見物也其後
以得於前夜中夜其後場所也
内可夜在外王言九言一曰為見物故
云々振後夜初六石後得も中云々

江戸繪圖と出

一 國中亦作事此所見物之場所取移移
有之也十三日より十六日と四日之留と有之
移相の市街と雜音と移辭狂人の多

江戸繪圖

群細多以留國中と此辺初る十六日とハ
散步も故留出の出入りも故留必す
怪我も可有る也龜年心配留ハ

一 右四日之内ハ此書留多生也此
此居留ハ此書留多生也

一 此振多留也
此見物も故留ハ中夜未明ニ驚多也
前夜も此留ハ此書留多生也
此行も此書留多生也此混雜の中

取前後之制... 今且要

公使... 河上

一... 可中

一... 新

一... 切

一... 日

一... 日

一... 日

一... 日

由古月十一日... 溝口

松平... 官

一... 事

一... 事

一... 事

一... 事

一... 事

一... 事

あつたしつりぬき場所は案外な後を
外へ三つとせし目より一なる後を
お初るし後を初るし一なる

一なるあつたしつりぬき場所は案外な後を
あつたしつりぬき場所は案外な後を
あつたしつりぬき場所は案外な後を
あつたしつりぬき場所は案外な後を

あつたしつりぬき場所は案外な後を
あつたしつりぬき場所は案外な後を
あつたしつりぬき場所は案外な後を
あつたしつりぬき場所は案外な後を

あつたしつりぬき場所は案外な後を

あつたしつりぬき場所は案外な後を
あつたしつりぬき場所は案外な後を
あつたしつりぬき場所は案外な後を
あつたしつりぬき場所は案外な後を

あつたしつりぬき場所は案外な後を
あつたしつりぬき場所は案外な後を
あつたしつりぬき場所は案外な後を
あつたしつりぬき場所は案外な後を

第十

申六月十日於高海溝口後屋酒井院及び松平
次郎左衛門石之丞をたふし心しえ小島物持の内

・ 當月十日大石館者一紙を札呈し給

江戸繪巻と云ふ一紙あり

因中（佐藤）字彦の場所をて見物す後勅力
を授け

・ 籠屋を中平人甘原へてあり山平吉平

一 同為

一 外に... 於て... 接接... 其許
... 同... 年...

一 水... 作...

一 ... 於て... 其許

一 ... 細... 美... 國... 道... 官... 子... ス...

一 ... 接... 接... 其許

一 ... 了...

一 ... 扱... 者... 大... 之... 也...

一 見... 於... 接... 接... 其許

一 ... 途... 中... 失... 礼... 者... 也...

一 ... 混... 雜... 者... 也...

一 ... 扱... 者... 大... 之... 也...

一 ... 扱... 者... 大... 之... 也...

六番

申六月廿七日奉出

九十一号

千八百六十年八月二日江戸在。

合衆國の使臣殿へ

外國事務奉行是より呈下

余等子丑キセルニ一亞國ニ止ル代々

此邦の繁栄是物く為人懇切に斗以爲る

感謝申敷き政府に禮多人事を足

下、形ふ身家危糸理宜き法合役人

[Faint, illegible text, likely bleed-through from the reverse side of the page.]

六

の好意又利筆一展物の設けあり
は多那の五品あり列を昨日余見物
亦多那の五品あり余が西遊の有感
謝を加くきくと降す此牌教白

使臣館の現任セケタリス

ハセイヒキースケン

申六日十月十日

第千一/五

申六日十月十日

第千一/五

第千一/五

外國奉行の事

申六日十月十日

第千一/五

第千一/五

第千一/五

第千一/五

三十七卷

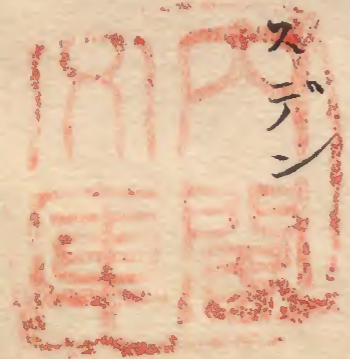
さうして、おとを述べ、
お供仕給ふ士官等、我及び我家人等、以
事、執り、能く、之の、支度、大なる、用心、弛ぎ、其
外、本日、我業を、快く、消え、し、むる、為、に、設
あたる、法件、に、感謝、し、る、我業の、心、添、加、し、
ん、おとを、述べ、

且、下、好、意、あら、し、該、合、役、人、の、長、又、は、郡、府、の
より、より、命、を、受、たる、該、役、人、の、長、に、懇、意
申、奉、り、且、此、公、事、の、意、旨、を、お、告、め、給、り、し、

おとを、述べ、ふ、その、故、に、此、祭、禮、の、一、件、久、し、く
我業の、心中、小、愉快、なる、お、意、像、を、残、す、
お、告、め、を、お、告、め、し、る、恐、れ、敬、白、

江戸、芝、田、角、三、郎、三、郎、の、お、告、め、

江戸、三、郎、三、郎



Handwritten text in a cursive script, likely a letter or document. The text is written vertically on the right page of an open book. The ink is dark and the paper is aged and yellowed. The script is dense and fills most of the page.

